

5 / 1 2 (金) の発表

報道発表資料の配付日時 5月12日(金) 10時00分

発表項目 (行事名)	令和3年度(2021年度)財政的援助団体等監査結果報告書について		
記者レクチャー のお知らせ	(実施日時)	発表者	
	ありません	発表場所	
概要	<p>○財政的援助団体等監査結果の報告 地方自治法第199条第9項の規定に基づき、5月12日、道議会議長、知事等に報告(提出)しました。</p> <p>○配付資料</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>令和3年度(2021年度)財政的援助団体等監査結果報告書の概要</li> <li>※ 報告書本編(全26頁)につきましては、監査委員事務局ホームページをご参照ください。 (<a href="https://www.pref.hokkaido.lg.jp/kj/skk/index.html">https://www.pref.hokkaido.lg.jp/kj/skk/index.html</a>)</li> </ul>		
参考	<p>○財政的援助団体等監査 地方自治法第199条第7項の規定により実施する監査</p> <p>○監査実施団体、時期について 監査は、道が補助金、交付金等その他の財政的援助を行っている団体等のうち143団体について、令和4年6月から令和5年1月までの間に実施しました。</p> <p>○監査の結果について 監査の結果については、是正又は改善を求めることとした事項を指摘事項、指導事項又は検討事項に区分しています。 なお、それぞれの件数については、次のとおりです。 ・指摘事項 6件、指導事項 20件、検討事項 1件</p>		
報道(取材)に当たってのお願い	質問等がございましたら、下記にご連絡くださるか、事務局までお越しください。(道庁別館11階)		
他のクラブとの関係	同時配付	(場所)	
	同時レク		
担当 (連絡先)	監査委員事務局総括監査課特別監査グループ TEL 011-231-4111 (内線: 32-365 千葉) 直通011-204-5638		

令和3年度(2021年度)財政的援助団体等監査結果報告書の概要

1 監査の実施方法等

令和3年度財政的援助団体等監査は、道が補助金、交付金等の財政的援助を行っている団体、資本金等の4分の1以上を出資している団体、公の施設の管理を行わせている団体等のうち、道の財政的援助等に係る額が多い団体や比率が高い団体、経常経費を援助するなど道の関与が高い団体を中心に143団体を対象として、実地監査又は書面監査により、道の財政的援助等に係る出納その他の事務が適切に執行されているかなどについて、令和4年6月から令和5年1月までの間に、北海道監査委員監査基準に準拠し実施しました。

2 監査の結果

監査の結果については、是正又は改善を求めることとした事項を指摘事項、指導事項又は検討事項に区分しています。

◎是正又は改善を求めた団体数：16団体

(1) 指摘事項 6件(報告書P3)

違法又は不当な事項のうち、誤りの程度が重大なもの、著しい損害を生じているもの又は著しく妥当性を欠くもの

・団体名： 医療法人徳洲会

内容1： 感染症医療提供体制整備事業費補助金において、病床の新設、増設に伴う初度設備を購入等するための経費を補助の対象とし、補助金は、その経費と1床当たりの基準額に病床数を乗じた金額を比較した低い額により決定されるが、設備の整備を行っていない病床数も含めて補助申請を行い、額の確定が行われたため、補助金が169万3,000円過大となっていた。

また、備品の整備等において、1台ごとに購入額と基準額を比較すべきところ、購入した備品の平均単価と基準額を比較して補助申請を行い、額の確定が行われたため、補助金が170万3,000円過大となっていた。

内容2： 感染疑い患者受入医療機関設備整備等事業費補助金において、病床の新設、増設に伴う初度設備を購入するための経費等を補助の対象とし、補助金は、その経費と1床当たりの基準額に病床数を乗じた金額を比較した低い額により決定されるが、病床数を誤って補助申請を行い、額の確定が行われたため、補助金が82万4,000円過大となっていた。

内容3： 新人看護職員臨床実践能力向上研修支援事業費補助金において、補助金等精算書の記載を誤ったことから、補助金10万8,000円が過大となっていた。

・団体名： 日本赤十字社北海道支部

内容1： 新型コロナウイルス感染症医療従事者宿泊支援事業補助金は、医療従事者が基礎疾患を有する家族等と同居しており帰宅することが困難である場合等に宿泊施設に宿泊した経費を補助の対象とするものであるが、補助の対象とならない「同居する家族が濃厚接触者等であること」を理由として、宿泊した経費を誤って補助の対象として申請したため、補助金が54万8,900円過大となっていた。

内容2： 感染症医療提供体制整備事業費補助金における補助対象経費について、非課税である物品の購入費用を計上する際に消費税及び地方消費税相当分を加算したため、補助金6万8,000円が過大となっていた。

・団体名： 地方独立行政法人北海道立総合研究機構

内容： 統合研究データベース基盤保守管理業務に係る委託契約において、委託契約期間終了後の保守に必要な期間を含めて積算を行ったため、積算額が38万9,620円過大となり、契約額が29万8,584円過大となっていた。

(2) 指導事項 20件(報告書P3~P5)

違法又は不当な事項のうち、指摘事項までに至らないもの

(内訳)

区分	事業執行	収入	支出	契約	財産管理	工事	経理	道の部局	合計
件数	5		2	5			2	6	20

(3) 検討事項 1件(報告書P5)

財政的援助等の所管部局では是正又は改善の方策等を検討する必要があると認められるもの